

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る平成30年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

平成29年12月18日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

朝学習・国語・教科「日本語」に係る教材作成及び添削等業務委託

(2) 目的

朝の学習時間を活用して、新聞の社説の要約等の学習により、区立中学校生徒の社会への関心を高めるとともに、情報を読み取り表現する力等のことばの力を高める朝学習・国語・教科「日本語」を実施する。実施にあたり、教材となるワークシートの作成及び生徒が要約を記入したワークシートの添削等業務を委託する。

(3) 業務内容

- ①朝学習・国語・教科「日本語」の教材となるワークシート（以下「ワークシート」という。）の作成及び送付
- ②生徒が要約を記入したワークシートの添削及び寸評の記入
- ③添削・寸評記入済みワークシートの送付

(4) 対象者

世田谷区立中学校全校（29校）の第2学年の生徒 約3,500名

(5) 履行期間

平成30年4月23日から平成31年3月28日まで

ただし、契約については、平成30年度予算配当を条件とする。

※平成31年度、平成32年度についても、本事業に係る予算配当があること及び業務の履行が良好であることを条件に、引き続き同じ事業者と随意契約を締結する予定である。

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないものであること、及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (5) 都道府県民税、市町村民税に滞納がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 本業務の趣旨を踏まえた取組方針であるか
- (2) 業務を円滑に実施するための体制が整備されているか
- (3) 緊急時の連絡体制、危機管理体制が整備されているか
- (4) 添削・寸評記入業務従事者の採用方法・採用基準・研修体制等は適切であるか
- (5) ワークシートの素材となる社説の選択及びワークシートの作成にあたっての視点、ワークシートの帳票案の内容が適切であるか
- (6) 添削・寸評記入業務従事者の採用方法・採用基準・研修体制等は適切であるか
- (7) 業務を円滑に実施するための体制が整備されているか
- (8) 緊急時の連絡体制、危機管理体制が整備されているか
- (9) 類似業務に係る受託実績等は本業務を実施するのに十分であるか

5 手続等

(1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号
世田谷区教育委員会事務局教育指導課（第2庁舎3階36番窓口）
電話 03-5432-2706 ファクシミリ 03-5432-3041
メール SEA02251@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 提案条件説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期間 平成29年12月18日（月）から平成30年1月12日（金）
土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時
- ②場所 (1) 及び世田谷区ホームページに掲載する。
- ③方法 希望者に直接無償交付する。

(3) 参加表明書の受付期間、場所及び方法

- ①期間 上記(2)①に同じ。
- ②場所 (1) に同じ。
- ③方法 持参または郵送（締切日必着、簡易書留に限る）による。

(4) 提案書の受領期限並びに場所及び方法

- ①受領期限 平成30年2月2日（金）午後5時まで
- ②提出場所 (1) に同じ。
- ③提出方法 持参に限る。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 契約保証金 不要
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 要当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無 有（同一事業 平成31年度から平成32年度）
ただし、各年度の予算の配当を条件とする。また、契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 下記の本件担当部課に同じ

- (6) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (7) 事業者からの提出物は返却しない
- (8) 当該案件に参加を表明した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を区が公表することについて了承の上で参加することができる。
- (9) 本業務に係る契約締結は、当該業務に係る平成30年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とする。
- (10) 企画提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。また、成果物の著作権は区に帰属する。
- (11) 詳細は説明書による。

7 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号

世田谷区教育委員会事務局策教育指導課指導管理係 下田

（世田谷区役所第2庁舎3階36番窓口）

電話：03-5432-2706 ファクシミリ：03-5432-3041

E-mail: sea02251@mb.city.setagaya.tokyo.jp